注１　卸元事業者とは、報告対象事業者がＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

　再卸先事業者とは、報告対象事業者がＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　「１　卸元事業者別の卸契約数等」の卸契約数については、卸元事業者から提供を受けている卸契約数を記載することとし、複数の卸元事業者から提供を受けている場合は、卸元事業者ごとに卸契約数の多い順に記載すること。また、「最終利用者との契約数」については、報告対象事業者と最終利用者との契約数をＦＴＴＨアクセスサービスの態様（共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの又は共同住宅等内にＶＤＳＬ設備その他の電気通信設備を用いるもの）ごとに記載すること。

３　記載する事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。

４　「２　再卸先事業者の名称及び再卸契約数」については、報告対象事業者が他の電気通信事業者にＦＴＴＨアクセスサービスを提供している場合に記載することとし、再卸契約数の多い順に再卸先事業者名を記載すること。

５　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第８の３（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
卸元事業者名、再卸先事業者名

年　月　日現在

サービスの種類　ＦＴＴＨアクセスサービス

事業者名

卸元事業者名	再卸先事業者名
参考事項	

注１　卸元事業者とは、報告対象事業者がＦＴＴＨアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者をいう。

　再卸先事業者とは、報告対象事業者がＦＴＴＨアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。

２　卸元事業者ごとに再卸先事業者の名称を記載すること。

３　記載する卸元事業者及び再卸先事業者の数に応じ、項を適宜増減すること。

４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第十一号注３を削り、注４を注３とし、注５を注４とし、同様式の注６中「から注５まで」を「及び注４」に改め、同注６を同様式の注５とし、同様式の注７を同様式の注６とする。

様式第十二号「三・九世代携帯電話アクセスサービス（再掲）」を「三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（再掲）」に改め、注４を削り、注３を注４とし、注２を注３とし、注１を注２とし、同様式に注１として次のように加える。

注１　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

様式第十二の注５中「注３及び」を削る。

様式第十三第２表の注１中「本表」を「この表」に改め、同表の注４中「携帯電話、ＰＨＳ又はＢＷＡアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者（以下本表において「ＭＮＯ」という。）」を「ＭＮＯ」に改める。

様式第十五の十一を次のように改める。

様式第15の２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数等

年　月　日現在

サービスの種類　仮想移動電気通信サービス

事業者名

１　仮想移動電気通信サービスの契約数等

種別	提供元事業者名	区分					合計
		再卸	ＳＩＭカード型	通信モジュール	単純再販	その他	
携帯電話に係るもの							
ＰＨＳに係るもの							
ＢＷＡアクセスサービスに係るもの							
参考事項							

２　ＭＶＮＯの事業者名

事業者名	契約数が３万以上であるＭＶＮＯ	
	契約数が３万未満であるＭＶＮＯ	

注１　「提供元事業者名」の欄には、種別の欄に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。

２　「区分」の欄には、種別の欄及び提供元事業者名の欄ごとの契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

３　区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者（以下この表において「ＭＶＮＯ」という。）に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、その契約数を記載すること。

４　区分のうち、「ＳＩＭカード型」の欄については、ＳＩＭカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（ＳＩＭカードが製品に組み込まれている場合を含む。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。